

第7回船橋市保育のあり方検討委員会 会議録

日 時	平成 22 年 7 月 15 日 (木) 午前 9 時 30 分～11 時 36 分
場 所	船橋市役所 9 階第 1 会議室
出席委員	森田委員、菊池委員、中原委員、飯島委員、田中委員、生田委員、鈴木委員、 上杉委員、柴田委員、石井委員、木野内委員、佐藤委員、黄木委員、 小関委員、大岩委員
欠席委員	なし
市 職 員	須田健康福祉局長、川名部子育て支援部長、佐藤保育課長、 伊藤保育課課長補佐、池田保育課保育班長、小原児童家庭課長、 高山児童育成課長、山田児童育成課課長補佐、香取療育支援課長
事 務 局	健康福祉局子育て支援部保育計画課 鈴木課長、古島課長補佐、栗林計画班長、田中副主査、佐々木主任主事
次 第	1. 議事 (1) 資料説明 (2) 一次報告について (3) その他
傍聴者の定員、実数	定員 12 名、傍聴者 12 名
会議の公開、非公開の区分	公開

1. 開 会

○会長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第7回船橋市保育のあり方検討委員会を開催いたしたいと思えます。

今回も始まる前に皆さんにお諮りさせていただきたいことがございます。幼稚園情報センターというところのWebマガジン「月刊・私立幼稚園」の編集長の方が本日取材に見えていらっしゃいます。取材の許可をしていいかということと、それから、始まる前に撮影は可能かということで、事前にお諮りをさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

今まで新聞取材は了解していますので、基本的にはお引き受けしたいと思えますが、撮影でお困りの方がいらっしゃれば、どうぞ申し出ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。よろしいですか。じゃあ、どうぞ。

[雑誌編集者入場、撮影]

○会長

それでは、改めまして始めたいと思えます。

今日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の欠席はございません。全員ご出席です。

まず、会議の公開についてですが、本日の議題には不開示情報が含まれておりませんので公開とし、また、傍聴人の定員につきましては12人とすることを決めさせていただきました。

なお、本日の傍聴希望者は12人いらっしゃいますので、どうぞお入りください。

[傍聴人入場]

○会長

それでは、傍聴人の方に申し上げます。注意事項がお手元にお配りしてあると思えますが、その注意事項を遵守していただきますようお願いいたします。

なお、本日の会議終了時刻ですが、11時30分を予定しておりますので、よろしくようお願いいたします。

2. 議 事

(1) 資料説明

○会長

それでは、本日の議事を進めさせていただきます。

議事(1)は資料説明です。前回の会議やその後で幾つかの資料請求がありました。事務局からの補足説明をお願いしたいと思えますが、ございますか。

○保育計画課長

今回は、事務局からの補足説明はございません。よろしくようお願いいたします。

○会長

資料につきましては既に皆さんのお手元に事前配付してございますので、お読みいただいていると思いますが、それに従って進めたいと思います。

(2) 一次報告について

○会長

それでは、議事(2)一次報告についてになります。少し私から説明させていただきます。

前回、5つの柱のうち4つまでの意見を集約いたしまして、報告書作成資料としてお出ししました。その後、柱の5つ目と事務局の論点について前回議論をいたしました。それを踏まえて、今回、報告書(案)という形で5つの柱と事務局の3つの論点について意見の集約をいたしました。

具体的にはどのような形でしていただいたかといいますと、既に皆さんのお手元に会議録を届けてございます。会議録の中の発言で主たる発言と思われるところにつきまして抜き出しをし、そこからさらにまた抽出をしてまとめるという方法でやっております。ですので、根拠はすべて会議録の中にごございます。そのような形でこの資料をまとめてまいりました。

今回、一次報告につきまして皆さんと議論していくというのが本日の課題になります。本日、2時間余りの時間を十分に使って議論をしたいということで、かなり事務局にはご苦勞をかけたけれども、そういった形での抽出作業で原案をつくらせていただいております。ただ、一体何を抽出するのか、どのような形でその中身を書き込んでいくのかということについては、もちろん、委員の方々の積極的なご発言をいただいた上で、次回まとめなければなりませんので、今日の議論は大変重要な議論になると思います。ぜひとも皆さん、一次報告に向けての議論を積極的にしていただけるようお願いしたいと思います。

本日、あらかじめ何人かの方から、これについてまとまった意見をお話したいということのご意見をちょうだいしております。ただ、その方たちだけに意見を集中させて、ほかの委員の方々の意見発言機会がないということでは困りますので、あらかじめその方たちにはご発言をいただきますけれども、できるだけ手短にご意見をちょうだいすることにして、むしろ積極的に意見交換をするという形で進めてまいりたいと思っております。

本日、A委員、B委員、それからC委員、このお三方から、ご発言の意思をちょうだいしております。まずそのお三方からのご意見をちょうだいした上で、ほかの方々のご意見を展開したいと思っております。

なお、冒頭ですが、これまで、まとまった皆さんのご発言のときには10分間ぐらいのご発言の時間を保証していたのですが、意見交換のところでは大体3分という目安でお願いしてまいりました。本日に関しましても、大変申しわけないのですが、時間の都合上、3分、最大でも5分でご発言いただきまして、あとは意見交換のところでは少し時間をとらせていただくという形で進めさせていただきます。それでよろしいでしょうか。

〔「結構です」の声あり〕

○会長

よろしく願いをいたします。

それでは、本日は、先ほど申し上げましたように、5つの柱と3つの論点について、後で議論を展開いたします。冒頭、お三方からの意見表明がございましたので、そのお話を聞いた後、この

議論に入ってまいりたいと思います。

それでは、C委員からどうぞ。

○C委員

おはようございます。

特別どうこうということではなくて、私が今までの6回の検討会に出席させていただいた思いとといいますか、そういったものを述べたいということなのですが、そういう感じでよろしいでしょうか。

○会長

どうぞ。

○C委員

まず、認可外としての出席なのですが、温度差を非常に強く感じました。ほとんど公立または認可さんが主体になってのものの考え方、それから施設への投資、そういったものが主導になって動いているのではないかという認可外としての違和感、この温度差が非常にあるために、私がここに列席していること自体がちょっとおかしいのではないか、自分ながらそういう意見を持った次第でございます。

話が飛びますが、補助金の件です。これも簡単に考えられますが、まず補助金の差が余りにもあり、みんな平等であるべきなのにもかかわらず、認可外に通っているお子様に対しては割合が非常に少ない。このことに関しては、ここにいらっしゃる委員の方はご存じだと思いますが、一般市民の方は、これほど差があるということをご存じない方が大多数でいらっしゃいます。冒頭にも意見として出ておりますので、これ以上深くどうこうということもございませんけれども、そういったことをこの場を借りまして、認可外でも立派にやっていることもありますので、ぜひ色眼鏡で見ないで、同じようなレベルで行政及びこの検討委員会の委員の方に理解をいただけると本当に幸せだと思っております。

それと待機児童についてですが、やはり、私ども認可外は父兄との密接度と申しますものが非常に強いと思うんです。その中で、こう言うてはなんですけれども、とりあえず預けちゃおう、とりあえず保育課に申し込みをしよう、そういうお母さん方が非常に多いということです。これは父兄そのものの意見として私の耳に入っております。ですから、数字としてそのまま上げてしまうものが600人近い待機児童になってしまっているのではないかと思います。もう少し掘り下げて待機児童を考えるならば、もっと数字は少なくなるのではないかと思います。

あと細かいことはいろいろありますけれども、お時間もかかりますので、大まかに言えばこういうところでございます。

○会長

ありがとうございました。

今日、全体の議論を一つずつ柱を進めてまいりますので、ぜひそこでご発言いただきたいと思っております。

それでは、B委員、お願いいたします。

○B委員

お時間をいただき、ありがとうございます。

今まで、公立保育園のそもそもから現在に至るまで、大変ご努力をされているお話は伺いました。しかし、私立保育園についてのお話をさせていただくことがありませんでしたので、今日は、時間の許す限り、何回かに分けて、できれば私立保育園のことをさらに知っていただきたいと思うわけでございます。

そもそも私立保育園は、昭和22年に発足し、23年に認可を受けて以来、63年にわたって一貫して、時代とともに変わらなければいけないもの、時代が変わっても人が変わっても変えてはいけないもの、すなわち不易流行の信念を運営の一つの柱として、その思想を貫きながら子どもを守り育ててまいりました。常に幼児教育に先鞭をつけるとともに、リードしながら私立保育園は現在に至っております。この63年の間には、地域に根差した私立保育園は、その数も34園と増え、よって立つ地域の要望にこたえるべく最大限の努力をしてまいりました。一部の例としては、その地域に休日も保育を必要する方が多い場合には、即その状況を理解し、あるいは一時保育も同じでございます。その地域地域の要望に応じて、休日保育、一時保育等にも取り組んでまいりました。

ただ、この一時保育については、現在、国が非常にやりにくい通達を出してまいっております。これは時間がありませんので割愛させていただきますが、国や市がもっとやりやすく、いわゆる法的な縛り、指導の縛りを緩和していただけるならば、さらに増えていくのではないかという感をいたしております。

そして根本的には、保育園は第二の家庭と言われます。そうであれば、やはり、その保育園そのものが家庭的な雰囲気を持っていなければいけない。したがって、職員が家庭的雰囲気の中で子どもを育てる努力をしていかなければいけない。これは先生などという偉そうな立場じゃなくて、いろいろなことができる第二のお父さん、お母さん、お兄さん、お姉さんという形で子どもたちと相對していく、子どもたちとつながっていく、これをすべての私立保育園の目標としていくことは確かでございます。

もう少しよろしいでしょうか。

○会長

はい。

○B委員

そこで、ご存じのことを申し上げるのは恐縮ですが、ジャン=ジャック・ルソーが書かれた「エミール」の中に「人間とは二度生まれる。一度目は存在するために、二度目は生きていくために」という言葉があります。一度目は誕生して存在をするために、二度目は自分の力で生きていくために誕生するということを申しております。したがって、一度目に誕生して、そして二度目に生きていくための力を私たちは子どもに対して責任を持たなければいけない。

どのようにしたら生きていく力が子どもの中に養われていくのだろうか。その土台をつくっていくことが我々の役目と承知しております。したがって、例えば、常に感謝の気持ちで接することがまず保育サービスの「いろは」でございます。すなわち、思いやりは人間が生きていく「あかし」であると私は考えます。子どもの生きていく力を養うために、職員が園の方針や保育計画を共通理解するとともに、保護者にも理解を求めべくアピールして、常に子どもを中心

に考え、目線と認識を保護者と共通する努力をそれぞれにいたしております。

例えば、手前どもの園では、月に1回は保護者といろいろな話を忌憚なくいたします。また、人間としてのあり方、子育ての大事さというものもお話をしております。また、職員間では、毎週打ち合わせをする中で、月に2回、私が先ほど申し上げました信念に基づいて、どういう姿勢で、どういう考えで子どもの前に立たなければいけないかというお話をしております。そういう中から、職員同士あるいは保護者との信頼関係も間違いなく生まれてきていると信じております。ありがとうございました。

○会長

それでは、A委員、お願いいたします。

○A委員

この間の発言の中で、船橋の公立保育園の保育の質について、すばらしいというようなご意見をいただいたことに、とても感謝しております。

そして今、この会が、認可外の方、そして私立の方の発言があつて、皆さんが保育所運営に相当努力しているということ。あわせて、民間の方たちが、この会の中で疎外感があつたのではないかなというようなことを感じます。船橋の保育の質というものが討論の柱になっていたわけですから、そんな話がきちんとできていたのかなというようなことを今の発言の中でとても感じました。まさか「公立保育園の民間委託先にありき」なんていう会議ではないとは思いますが、議論がそっちのほうに行ってしまったのではないかなというような思いをとても感じております。

私は、一次報告の全体的なことについてお話をしたくてお時間をいただきたいとお願いをいたしました。一次報告ですが、「提言」という形で四角で囲われておりまして、その下に「委員意見等」というようなつくりになっております。前回の会議の中では、ここまできちんとした形ではなく、それぞれの委員の意見を羅列した形での報告になるという認識をしておりまして、前回の会議の中でのこの皆さんの意思是、そのような形でまとめたのではないかなという認識だったのですが、その辺、どのようなことでこの形になってしまったのかというのはとても疑問です。

もう一つは、中間報告というような形での出し方を8月12日にするような流れかと私は認識しているのですが、中間報告の中で「提言」という形で出すことが果たして必要なかどうかというようなことも議論するべきではないかと思ひます。もし「提言」という形で出す必要があるならば、出た意見を下に「委員意見等」という形ではなく、きちんと「提言」の中にすべて入れていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○会長

全体の議論をしていくに当たって、ほかの方でご意見ございますでしょうか。各論に入っていきますので、その前に、もしあつたらご発言いただきたいと思ひます。

○D委員

似たような感じかもしれないんですけども、やっぱり私も、前回会議を欠席してしまったということもござひますので、一次報告のまとめ方については何のイメージも持っていなかったんです。その中で、こういった「提言」と「委員意見等」という形にするということに同意があつたのかということもよくわからないのですが、この「提言」の抽出された基準みたいなものはど

ういうものだったのかということを知りたいと思っております。

○会長

それでは、私が会長としてできる限り説明して、むしろ、今日の議論としていけばいいことだと思いますので、この経過についてお話をさせていただこうと思います。

まず、それこそ皆さんのファイルの一番下のページになりますが、最初のときに配付されました保育のあり方検討委員会のスケジュールでございます。これを見ていただきますと、真ん中からちょっと下のところ、その当時は8月と書いてありましたけれども、8月12日が保育のあり方についての一次報告となっています。ですから中間報告ではございません。一次報告です。これはA委員にまずお話をさせていただきます。つまり、第1期と第2期にこの会議は分かれているという形になります。それは最初にご説明したとおりでございます。

一次報告をどのような形で書くかということにつきまして、前回の資料11で「一次報告書作成資料」が出されています。ここで、これまで出てきた具体的な皆さんのご意見について、基本的に大きな5つの柱と3つの課題がありましたけれども、その3つの課題に集約できるような形で5つの柱のところから皆さんのご意見をまとめるとこういう形になるのではないかというご提案をさせていただいたわけですね。この中に皆さんのご意見がきちんと含まれているかどうかということですね。全部網羅しますと、先ほど全体をお見せしましたけど、いろいろなものを除いても、本当に100ページぐらいの大変な議論をしてきておりますので、それをそのまま議論ですという形で出すのは、この委員会に課せられている課題とは違うわけです。委員会の課題というのは、当然、私たちは市民の方々の付託を受けてここで議論しているわけですから、ここで議論してきたものがある程度具体的に整理されて、なおかつ市民の方々にわかりやすい形で提示しなければならない。これは私たちの責任だと思っております。そんな関係で、皆さんのご意見をできるだけわかりやすい形で丁寧に出したいということで、この「一次報告書(案)」、前回のものですが、こういう形で出させていただきました。

先ほど申し上げましたように、この議論は次回8月12日で一次報告書(案)を確定させなければならないということがございまして、実はこの2週間、事務局とかなり議論をいたしました。当然、今日、Aさん、それからDさんがおっしゃったように、この形は了承を得ているわけではありません。それは確かです。ですから、当然これは事務局案というものでもなく、「委員意見等」と「提言」の並べ方も含めて、今日ご議論いただければいいと思っております。

それから、「現状と課題」につきまして、これは並べ方の問題だけで、皆さん読んでいてわかりいただいていると思っておりますが、後ろのほうに「資料編」という形で持っていく形にいたしました。つまり、実は場所を入れ替えただけの話で、操作をしているわけではありません。つまり、この資料があつて、「委員意見等」があつて、「委員意見等」の中から具体的に「提言」を引っ張り出していったんですね。ですので、基本的には皆さんの先週のとまとめたところから変わっているわけではありません。ただ、先ほども申し上げましたように、前回5つ目の柱の議論をしていますので、5つ目の柱を入れたり、それから3つの委員会への依頼というものについて議論しましたので、そのことを含めてこの中に盛り込んだという形になっております。当然これは何の確定資料でもありませんので、出し方も含めて皆さんに今日ご意見をちょうだいすればいいと思っております。

以上がこれまでの経過と私の認識です。そして、できればこの認識に従って今日のこれからの議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。よろしいでし

ようか、皆さん。

○E委員

問題を絞ってお話しさせていただくと、今の一次報告書の中の1「保育所に希望しているが入所できない待機児への効率的な対応」として、「提言」は3つあるわけで、1つは、保育所の定員を増します。2番目は、一時保育の制度の見直しをしていく。3番目は、これは大いに賛成するのですが、家庭での子育てのあり方を見直していく。このような3つの「提言」で、現在いる待機児童のあり方を基本的に見直していこうという「提言」ですから、内容的には非常によくまとまっていると思いますので、よろしいかと思います。

1点だけ質問をさせていただきたいのですが、「保育所定員増」の「委員意見等」の中で「認可保育所の新設にあたり、設置数の公私比率を変えないように」という項目があるのですが、これは基本的にどういうことで、どういう規則があるのか。現状これがあるわけですか。

○会長

これは役所の筋ということではなく、基本的には、皆さんの意見を「委員意見等」に書いて、そして、それに反対だとか関連だとかでかなり議論があったものについては書き込んでいくという形にいたしましたので、例えば反対のほうが主流になるのか、書き方としても、例えば、こういう書き方よりは認可保育所の新設方法みたいなことで賛否というような書き方のほうがいいのかもかもしれません。これはわかりやすい形で、冒頭出てきた意見に対して反対もあったというような形での書き込み方ですので、役所のルールというわけではありません。

○E委員

もう一回確認ですが、「設置数の公私比率」というものは、定款上は存在しませんね。あるんですか。

○会長

そのことについては役所で回答していただければと思いますので、公私比率が決まっているのかどうか、確定された何か根拠があるかどうかということについて、お答えいただけますか。お願いいたします。

○保育課長

特にそういった定めはございません。

○E委員

そうすると、これは発言した委員の考え方ですね。

○会長

そうです。

○E委員

お役所にはこういうものはないですね。わかりました。結構でございます。

○会長

今、E委員がおっしゃったように、例えば、こういう書き方についてどうするかということについても、ぜひご意見をいただければと思っております。

○F委員

書き方、まとめ方についても、いろいろなやり方があると思いますので、私は、事務局が努力されて、これも1つのやり方だと思いますし、そうでないほうが良いというのであれば、意見を入れ込む形でつくっていくということもあり得ると思います。いずれにしても、日本語の文章に整えていく必要があるわけで、それも、こういう意見もあった、こういう意見もあったという部分があれば、こういう方向があり得る、ただし、これについてはこういう意見もあったという書き方になるのか、それは、多分、その場所その場所で書きぶりが異なってくると思います。ですから、本来、その辺を議論することがこの場の議論の論点になるのかなと思います。入れ込んでいくということでも構わないとは思いますが、ただ、その場合も、やはりすべてを載せるということは事実上不可能ですし、全体として報告書なので、一つの流れを持った筋のあるものにしなないといけないと思うんですね。そのためには、例えば反対論が出ているような部分をもう少し詰めて、本当にそれは筋が通っているとか、必ずしもそうではないとか、それをどんどん入れ込んでいく作業。特に意見が分かれているときに、それを統一するのが一次報告の目的ではないし、両論併記で構わないと思うのですけれども、もう少し詰めた議論をしておく手はあるのかなという気はします。

○D委員

私も、これを拝見したときに似たような感想を持ったんですけれども、「提言」が割と骨格的なことを書いていて、それに対して「委員意見等」がバリエーションみたいな形になっている展開しているというものと、「提言」というものに真っ向から「委員意見等」が合致していないものとか、中で共通理解のレベルが揃っていないということがあっているのではないかと気がしています。

「提言」に対してバリエーションとして意見がある場合には、こういう項目に対していろいろな意見があったという羅列の仕方をしていけばよろしいのかなと思ったのですけれども、逆に、「提言」そのものに「委員意見等」が逆行するような反対意見があるようなものに関しては、そのところは「提言」の書き方がほかの項目と違っていいのではないかと。一次報告なので、全部を統一した形にまとめてしまわなくてもよろしいのではないかと考えていた次第でございます。

○会長

ほかにご意見いかがでしょうか。

今、D委員からございましたけれども、委員意見という形で前回提示させていただいたものの中から、「提言」に持っていかれそうな、割と皆様のご意見がある程度まとまって主張があるものを「提言」に持っていったわけです。皆さん読んでくださっていると思いますので、今日の限られた議論、限られている時間の中で、こうした「提言」を中心に具体的にご意見をいただいていって、それでこの委員会の一つの方向性をつくらせていただく。そしてその上で、「委

員意見等」のところで、この意見もきちんと入れてほしいとか、こういう意見の出し方がいいというようなことは、後でも修正をしていただく。次回、ここはかなり直すことも可能ですので、今日はせっかく委員全員がお集まりいただいて、一番議論として展開できる場所ですので、この5つの柱の「提言」をひとつ中心にしてこれから議論させていただくという形にしたらいかがかと思えます。そして、今お話しいただいたように、賛否さまざまご意見があると思えますので、そこを徹底して議論させていただく。そんな形で進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○会長

そうしましたら、まず、先ほどE委員から、1についてはある程度3つの柱でいいのではないかというお話でしたけれども、ほかの方で1の「提言」に入れ込むご意見ということで、よければどうぞ。

○A委員

「提言」1の「保育所定員増」の一番下が「認可保育所の定員増を図るとともに」となっていますが、「定員増を図る」というような中身に増設という意味合いが込められているのではないかと思いますので、「認可保育所の増設」という文言をぜひここに入れていただきたいと思います。

○会長

これについて、「増設」と書かなかったことにはご意見があつて、具体的には定員増をいろいろな形で図っていくということと増設ということは意味が違いますので、このことについてほかの方からの賛否があつたということで、「定員増」という形で抑えています。いかがでしょうか。多分、C委員とかE委員からあつたご発言の中で、ここの言葉はこのような形になったと私は理解しているのですが、いかがでしょうか。

○E委員

具体的にそういう言葉で言ったかどうかは鮮明ではありませんが、1つは、現在の待機児童の考え方の中で、幼稚園の中にも、幼稚園のルームといいますか、相談だとか一時保育的な子どもたちの希望者が結構います。ご存じだと思いますが、幼稚園は3歳から5歳までと規定されています。3歳になったら幼稚園というのは、法的に許可を受けているわけですね。そういう考え方から言えば、3歳になった子どもたちが幼稚園に入れる要素、これは可能なんですね。欠点は、3歳になった子どもたちが補助金の対象になっていないんです。ですから、大変だからやらないという部分はあるかもしれませんが、こういう部分を積極的に推進していった場合には、現在の待機児童になっている方々は、定員増をしなくても幼稚園の受け入れの中に入っていけるのではないかと、というような意味を込めて発言したつもりであります。

それからもう1点、C先生の発言と全く同じなのですが、私も立場上違和感を覚えながらここへ参加しています。今、D委員、G委員がここへ参加されています。私どもは設置者ではありませんけれども、市民の教育を受けている中の半分は私立幼稚園の保護者がいるわけですね。こういう人たちの意見を反映するとすれば、ここはかなり格差がある。この格差の部分をぜひこの委員会の中でも考慮しながら配慮していただかないと。私が市民サイドの視点から考えてほしいと

発言した部分で特に強調したいのはその部分です。

○C委員

提言1の保育所定員増の話なのですが、これですと待機児童ということが絡んでおるかと思われれます。認可保育所の定員増を図るということは、この文面においてでも完全に認可外は無視をされているわけです。私の考えは一貫しております、定員を増やさなくてはならない理由の1つに、認可外にそれなりのことをきちんとしていけば、認可外に入った父兄が空き待ちで公立に移っていくということは大分解消されると思います。ですから、ぜひこの中にでも認可外のことを考えたことを入れてほしかったと思っております。

○D委員

私も、保育園利用者として、認可外保育園の利用者からの経済的負担が非常に大きいという声はたくさん聞いておりますので、「委員意見等」の中には、認可外保育施設のこととか幼稚園の預かり保育といったことがせつかく書いてあるので、これを「提言」に持ち上げていただくようなことをしていただいたほうが実際にいいのかなど。待機児童対策も、認可保育所の増新設は望ましいことなんでしょうけれども、これは一気にドカンと大量にできるわけではないので、その経過的措置となるのか、その位置づけについてもうちちょっと検討が必要かもしれませんけれども、現に待機児になっている人たちに対する補助の考え方を盛り込んでおかないと、一面的になってしまうかなと思いました。

○C委員

保育料の問題で、父兄は高いと感じておるかと思いますが、現実うちの園に関して見れば、平均の保育料は1カ月7万円を欠けます。その中で、タオルからおもちゃ、食器、画用紙、折り紙、お布団、すべてやっております。現に、これは私ごとですが、私はこの年になりまして毎朝6時半には保育室におります。やはり、私がフォローしていかないとその分の人件費が現実に出せないんです。そういった努力がありまして、何とか辛うじて運営をやっているわけです。ですから、こういう現実もぜひ踏まえて、父兄、またこちらの委員の方にも、ぜひぜひご理解いただきたいと思っております。

○会長

ありがとうございます。

これに関連して、ほかにご意見ございますか。

○F委員

今のお話全体のご趣旨からすると、ただ、ここは「保育所定員増」という項目ではあるんですよ。ここの「保育所」というのは恐らく児童福祉法上の保育所でしょうから、その中でどう定員増を図って、そこで何が書けるかという、その制約があるのですが、皆様のご趣旨からすると、やはり、「認可保育所の」と書いて、かなり制約をかけた上で定員増を図るという、これは一つの方向性だと思うんですね。定員増の中には施設設置も含まれますので、「施設設置」と明文で書くということは今の段階でさらに方向性を絞る。そういうことはどうなのか。むしろ、今の大方のご議論からすると、定員増を図るとともに、無認可保育所のあり方や幼稚園のあり方

も含めた広い待機児童等の対応について検討すると、少し広げて書いておいたほうが、定員増そのものではないですけれども、いいのかなという感じはしますね。

○D委員

認可保育所の定員増を図るのだったら、やっぱり施設の増設が一番望ましいと思うんです。今、125%子どもが入っていますので、増設しないで定員増を図ったら、127%、128%、130%になるのか。そこの区別がつかないですね。だから、「保育所定員増」という項目とはまた別の項目が必要なのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○会長

具体的には、私どもが書く書きぶりの問題だと思うんです。最初から申しあげましたように、ここは何かの決を採るという組織の形をとっていませんので、そういう意味では、一次報告はできる限り皆様のご意見を集約したものとして出していきたくと会長としては思っております。

認可保育所の定員増というものは、今皆さんがおっしゃいましたように、施設増ということもありましようけれども、前回まで市の状況を皆さんと見てまいりましたように、耐震の問題で新築をしなければならない、改築をしなければならない、多数のそういった条件が今船橋市にはありますので、施設を増加させなくても、要するに、既存のもので定員増させることは十分可能になっていくわけです。ですから、そのところは、むしろ余り枠をかけるのではなく、何らかの形で定員増をして、今の待機児の問題について、いわゆる市立の保育園、あるいは認可保育園に入りたい方については、こういった保育システムの中での定員増を図るということと同時に、こうした認可外あるいは幼稚園の預かり保育等を含めた具体的な対応をどこかに書き込むという形で検討させていただくということによろしいでしょうか。

○E委員

僕もそれでいいと思うんです。

1点、現在のこの書き方で、1、待機児童の解消という意味はよろしいかと思うのですが、今、会長からおっしゃったような考え方から言えば、事実上、保育園の恵まれた環境の中で保育の質を高めたいと望める人がいい環境で育つためにも、迷われている方と言いますか、本当にどっちなかなというような方の場合に、例えば幼稚園の預かり保育システムを充実させるとか、家庭への支援をしっかりとすることということで、待機児童は0、1、2歳が多いのですから、できれば、3、4、5歳の子どもたちの預かり保育を幼稚園が実施することによって、かなり空くのではないかと思うんです。そういうようなことによって、定員増をしなくても解消できる要素はあると思うんです。これは幼稚園側の協力がなくてできないことですが、必ずしも保育園の数を増やしたり学級増をするだけではなくて、もう少し内部仕分け的な努力によってこれが解消できるのではないかと。そういう意味を兼ねてこの部分を膨らませておいていただく分にはこれでいいと思いますので、そういう意味で賛成しました。

○H委員

私も、保育所の施設を増やすことを明記することには違和感があります。それは、前回の議論で33ページにも表が出ておりますけれども、耐震化の問題でこれだけ多くの施設を建て替えていく、それが子どもの安全を守るためにとても重要な課題だということは共有できたと思ってお

ります。その中でどうしていくかということを検討していくことが現実的であろうと思いますので、ここで施設の増を明記することは、そこにはかみ合わないのではないかと感じております。

○会長

今のお話で次に移りたいと思うのですが、実は皆さんのお話を聞きながら私が感じておりましたのは、恐らく今まで船橋では、ここの場のこういう議論のように、幼稚園や認可外、違和感があるとはおっしゃいましたけれども、こういう話し合いの場が実は今まで持たれていないということは、今回のあり方検討委員会の中でもたびたび委員の方がおっしゃられていたことでした。つまり、こういう議論をきちんとすることが非常に重要であり、その中で、できれば、例えば今日、委員の方からもお話が出ていますが、一体どういう子どもを育てようとしているのかということ、あるいは、どういう子育てをこの船橋の中でしてほしいと専門家たちは願っていらっしゃるのか、そこをどう支えたいと思っいらっしゃるのか、こんな議論を船橋の中できちんとしていくことが実は今非常に重要なのだということを、この第1のところなのか、あるいは第5の柱なのか、どちらかで書いていかなければならない。地域によっては、保育のガイドライン、あるいは幼児教育のガイドラインというようなものを市の単位でまとめてつくって、市の中で関係している方々がそれを議論しながら、全体でその地域の中にいる子どもや親たちの教育や保育のあり方を統一的に考えていらっしゃるころは、この近郊でも多々出てきておりますので、そういったこと等につなげていくような「提言」の項目を書き上げておくことが必要なのかなということとは感じました。

それでは、すみません、限られた時間なので、2番の柱、「地域で暮らす乳幼児期の子どもと家族（特に3歳未満児親子）への支援のあり方」ですけれども、ここの柱でご意見はございませんでしょうか。

ここについては、議論としては皆さんに余り反対意見もなく、かなりスムーズに書き上がったところですが、足りないことがあれば、もちろん後でも構いませんけれども、今ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか、2につきましては。

それでは、3の「保護を必要としている子どもと子育て家庭への地域支援体制」です。この問題も余り議論はなかったわけですが、要保護あるいは要支援の子どもや家庭への支援というものをもっと積極的にしなければならないだろうということと、それから、障害のある子どもたち、あるいは発達支援児の支援について保育所はどう対応していくのかということ、それから、虐待への対応として保育所に課せられている課題が非常に重要なのではないかと、ということで書き込んであるわけです。いかがでしょうか。

○D委員

どこに入れたらいいかわからなくて、ご相談なんですけれども、食物アレルギーのことをどこかに入れておいていただけないかと思っています。保育所でかなり丁寧に除去食なり代替食なりの対応をしていただいた後に、就学時にアレルギー対応でものすごく困難を感じられる方が多いんです。公立保育所であれば看護師も栄養士もいて、アナフィラキシーが起きたというようなときの緊急対応も視野に入れながら日常の保育をやっているのですが、学校に行ったときにそこがいきなり突き放されてしまうという声を複数の方から聞きました。そういったことを考えると、食物アレルギーもどこかに一言入れておいていただきたいということです。

○会長

そういった議論したことの中で落っこちてしまった問題についても、当然、具体的にご発言いただいて構いませんので。恐らく、その問題は5のところに入れるべき話だろうと思っております。いわゆる保育の内容に関して、先ほど、船橋市の場合には余りこういう議論をしたことがなかったのですが、ガイドラインみたいなものが必要だろうということをお話しさせていただきました。各公立保育園、あるいは私立保育園や幼稚園ではそれぞれ持っていらっしゃるでしょうけれども、それを市としてはどうするのかという議論をきちんとする場があってもいいだろうというようなこと。そうすると、その中に例えば食物アレルギーへの対応についての最低のガイドラインみたいなものが出てくるのではないかと思います。

いかがでしょうか。ほかに3のところでのご発言はありますか。

○F委員

書き込んでほしいという趣旨ではなく、この点はどうなのかということが「委員意見等」のところへ書き込まれているので、もし関連のご意見をお持ちの方がいたら教えていただきたいという趣旨です。

〈1〉の「要保護・要支援の児童や家庭の支援」、障害児の支援にもかかわりますが、仕組みづくり、システムづくりということが書かれています。これは誰が担うのかということが非常に重要で、〈1〉の「委員意見等」の下から3番目には「子育てコーディネーターを置けないか」というご意見があります。それからその下には、保育士が「保育だけではなく、親や家庭の支援を行う必要もある」と書いてあります。私は社会福祉の専門家ではありませんが、一般的には、高齢者福祉でも障害者福祉でも、こういった直接の対人的な援助を超えた部分のより広い包括的な支援を担うのは、ソーシャルワーカーであったり社会福祉士であったり、そういった職種の方がより専門的でふさわしいということが素人的な知識ですけれども、保育士がこういったことまで担っていくという前提で進めていくということなのか。それからコーディネーターというのは、どういう資格とか職種を念頭に置かれているのか。これはこれからの議論でしょうけれども、もし関連の方がいらっしゃったらお教えいただきたいということです。

○会長

子育てコーディネーターは既に船橋に置いていらっしゃるの、その方はまだ今は2人でしたね、課長。

○児童家庭課長

はい。

○会長

2人ですので、この方がもう少し増えて、例えば保育園等にこういう方を配置できるとか、あるいは、保育園ではなく、ちょうど先週、あいプランの完成後のシンポジウムをやったんですけれども、そのときにもちょうど家庭児童相談室に今いらっしゃる方たちの活動が紹介されていました。そういう方たちなのか、あるいは、I委員が前に保育園でおやりになっていらっしゃるという、現実的にやっていると、専門的に補強していく方がいいのか、そのことは、

今後の議論の中でしていただく、あるいは現実的な対応としてどうされるのかということについては検討していただくとしても、今そういう機能が保育所や各地域で非常に必要になってきているという認識はみんなでしましょうということだと思っております。

○D委員

1番目の「各機関が連携し、段階を分けて」と申し上げたのは私なんですけど、問題のレベルごとに主に担う人たちはそれぞれの専門的な能力とか力があるので、それぞれ、それを中心にやるのはこの機関ということを考える。保育士が満遍なく全部やるということではなくて、保育士を例に挙げるのであれば、例えばコーディネートを受けた後の難しいお子さんの保育を公立保育園でやろう、一般の保育でよければ民間の保育園でやろう、これだったら発達相談センターへ持っていこう、児童相談室に行こうというようなこと、保育士が主に担うといえれば専門的なケアのほうに入るのではないかと。

3番目に「発見や初期ケアには、民生委員等の地域や保健師の力を借りる」と言ったのも連携して言ったつもりだったのですが、初期の相談や発見というところは地域の力を借りないとなかなか実現は難しいので、そここのところのネットワークを構築していくような動きが今はどうしても必要だろうということの趣旨として申し上げました。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

○J委員

保育士さんが「親や家庭の支援を行う必要もある」という部分ですけれども、虐待を受けて、その家庭の子どもが保育園に入った場合、保育園の中では、子どもの発達は確かに見ていくのですけれども、そこから戻った後のお母さんとかかわりはどうしても見ていく人がいなくて、例えば双子さんとかであれば、保育園では家に帰った後の兄弟のかかわりまでは見ないんですね。その兄弟のかかわりの中で親がどのように子どもに接していくかということを見ていかないとなかなか虐待からの回復は難しい部分があって、私も実際に育児支援家庭訪問事業という虐待予防のサポート事業で家庭に入ったことがあるんですけれども、保育園だけでは見られない部分があります。だから、それを保育士さんが、保育園の子どもの様子、家の子どもの様子というものを総合的に判断していただければ、虐待からの回復ということが、より強化できるのではないかと思いますので、ぜひその部分はやっていただきたいと思っております。

○K委員

同じような意見なんですけど、「保育所保育士は」というように限定した文言ですと、F委員がおっしゃったような保育士の職域とか業務範囲みたいなことはどうなるんだろうという意見は当然出るかと思うのですが、保育園では親や家庭の支援は実際になさっているわけで、これは現実としてある。この書き方は、「保育所保育士は」という書き方ではなくて、「保育所及びその他のコーディネーターのような保育士は」のほうが限定的ではないと思っております。

それから、私の意見をもう二、三言わせていただくと、文面の字の使い方みたいなところなのですが、「提言」の〈1〉に「貧困家庭、障害児、ひとり親、外国人、児童虐待家庭など」といろいろなお家のことを書いていただいております。児童虐待家庭というのは、私はそちらが専門な

ので、どうしても過敏になってしまうのですが、児童虐待家庭は見守る家庭ではなくて介入する家庭なので、「児童虐待」という言葉ではなくて「不適切な養育」みたいな言葉のほうが、介入すべき家庭と見守るべき家庭の棲み分けみたいなことがわかりやすいのではないかと思います。

もう一つ追加で言わせていただくと、2番目の「障害児・発達支援児支援」のところなのですが、3行目の「保育所の障害児受け入れ枠の拡大などを検討する」、ぜひお願いしたいと思うのですが、障害児の枠を拡大するだけでは十分ではないと思います。公立保育園や一部の私立の保育園でなさっているような専門的な療育を含めたような発達支援児に対する対応はこれからもお願いしたいですし、期待もしているのですが、その内容に問題があるかと思っています。なので、私としては、「受け入れ枠の拡大とその子どもにとって必要でより具体的な保育の提供」というような文面を入れていただいたほうが、ただ増やせばいいという問題にはなっていないかなくて、よりよいのかなと思っています。

3番目の「児童虐待対策」のところの最後の行です。「地域における虐待家庭の見守り」というのはあり得ないですね。虐待している親は見守るのではなくて介入すべきなので、できれば「虐待傾向のある家庭」とか「不適切な養育の家庭」などの言い方に変えていただいたほうがよりよいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○B委員

この項は、数回前に私は意見として申し上げたと思うのですが、保育所保育士には子どもの保育だけでなく親や家庭の支援を行う必要があるということも意見として出されております。

そもそも保育士というのは何をするのが役割かといえば、子どもの保育をすることが目的であって、その仕事に携わっておる。前々回申し上げたのは、保育士といえども、幼稚園教諭といえども、障害児に対する教育は、ちらっと教えていただくだけで、専門的な教育は受けていないという実態があると思います。そこで子どもの保育だけではなくて、その守備範囲をやたら広げてしまうことは、専門性と質の高さと非常に関連が生まれてきやしないか。そして、障害児の受け入れ枠の拡大ということについては、私は、できれば広げることはいいいことではないかと思うのですが、問題は、受け入れ態勢がどう整っているか。「保育士という名称を持っているから、あなたは受けられるんだから受けろ」ということは、短絡的すぎやしないか。やはり、専門的にどう受けとめるかということをも十分考えた上で、拡大という問題に入っていただきたいと思っています。

○会長

それでは、先を急ぎたいと思いますので、4番の「保育施設など子育て支援施設の役割分担と連携」ですが、ここにつきましては、冒頭、皆さん気づかれていると思うのですが、認可外の施設、あるいは、1のところ幼稚園やいろいろなところとの連携という形が書いてありますけれども、このところのどういう書き込み方をするのかということと、公立保育園、私立保育園の役割みたいなことで書いてありますけれども、ご意見をどうぞ。

○A委員

3番の「私立保育所の役割」の中で「一時保育の拡大」が書かれているのですが、公立保育園では今は1園しかないわけですがけれども、耐震との絡みの中で言えば、私は、そこでそういう施設をきちんとするということで一時保育を拡大できるのではないかと思って、そんな意見も出させていただいたので、入れていただければと思います。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

○B委員

たびたび恐れ入ります。一時保育の問題が出たので、ちょっと意見を申させてください。

一時保育、確かに実際に積極的に民間保育園は取り組んでおります。しかし、1年ぐらい前からですか、いろいろ国が一時保育をやりにくい通達を出してきております。例えば、定款を変更しなさい、変更して、今度は法人の中に評議員会をつくって、経理も全く別個にしてという、一時保育を広めようというときにはもっとやりやすい状況を国あるいは市が考えていってくださらないと、やろうかという意欲がそがれてしまう。現実には、今までやっていたけど、あんな面倒くさい通達が出たのなら、一時保育を返上するという園が出てきていることは事実です。ここら辺のところを十分みんなで議論しながら、どうしたら増えていくのか、どうしたら拡大できるのかということをご承知いただきたいと思います。

○D委員

質問なんですけど、一時保育を私立で新しくやるときにその手続が必要ということなんですか。

○会長

いえいえ、古いものも全部。

○D委員

古いものも全部やり直しということなんですか。

○B委員

既にやっているところも新しい通達に全部直しなさいと。したがって、なかなかやりにくい状況で、今までやっているところが、もうやりたくない。例えば、1部屋専門の部屋をつくって、2人のスタッフをそこへ張りつけておかないといけないとか。そうなってくると、それだけの人的、経済的なゆとりを持っているところはそうあるものじゃない。いろいろなやりにくい条件を、どうしたらやりやすくなるかという方向も探っていただきたいと思います。

○D委員

公立の場合は、手続は、例えばメニューを増やすとか。

○会長

同じです。

ほかにいかがでしょうか。

○D委員

質問なんですけれども、休日保育とか夜間保育といったサービスメニューについては、記載はないのでしょうか。

○会長

こういった問題についてここでは具体的に議論しておりませんので、書いていないというだけの話です。

○H委員

先ほど3のところでは発言しようとも思ったのですが、保護を必要としている子どもや子育て家庭の支援体制を考えたときに、やはり、公立保育所が中核的存在として果たす役割は大きいとっております。先ほど、A委員から、公立の一時保育のことも入れておくべきというご意見がありました。18ページの「委員意見等」の2番の一番下に「緊急的な一時保育を担えないか」という意見として記されていますけれども、やはり、私も公立保育所が担う役割としての一時保育というものは、3の「保護や支援を必要としている子どもや子育て家庭の支援」に絡んで必要な部分をしっかり検討して、具体的に取り込んでいくという形が必要ではないかと思っております。

○会長

一時保育の書きぶりについては若干考えなければいけないと思っております。とにかく最後まで行きたいのですが、一時保育については、実は今、在宅児支援、あるいは保護を必要としている家庭の子どもたちへのいわゆる緊急避難的なデイケアとしての必要性だとか、待機児対応も含めて、いろいろな役割の可能性を持っています。そのことを通常保育とのバランスでどう考えていくのか。この役割は非常に専門性も必要ですし、恒常的に来ないからこそ大変という対象でもあるわけです。そういう意味で、これの書きぶりやどこで書くのかということについては、次の提案のところでは皆さんのご意見を反映させた形で書いてみたいと思っております。

4のところ、ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

○L委員

先ほどB委員から一時保育の問題点ということでお話をいただきました。ぶり返すようで申しわけありませんが、現在、公立1園、残りが私立で推進しているということで、私たちの会の中で加盟園すべてが今2カ月に一度の行政との話し合いの場を持ちまして、こちらのあり方検討委員会のご意見もいただきながら、いわゆる一時保育に求められている、あるいは期待されていることについての検討を始めました。かなり大変な問題も抱えながら、事業を推進していく担当者が不安なく、そして設置者が喜んでやれる制度を目指していただくとともに、時間的な部分で非常に特別な支援を要する家庭においては、10時以降とか10時半だとか、そのころからの時間だというお話を前にもいただいている中で、やはり、時間的な使い方だとか、先ほども特別保育というお話がありましたが、会長からもいろいろな多岐にわたる問題もあるということなので、その辺も含めて私たちは推進していければいいなと考えております。

○会長

それでは5番目の柱、「既設保育所の耐震対策、保育の環境整備と質の担保」ですが、ご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

ここは前回の議論でしたので、まだ最近ですけれども、特に公立保育所の耐震問題は待ったなしで改築・新築しなければならない状況で、多額の負担が市にある。今、国の議論もかなりなさ

れている中で、この船橋市が限りある資源をどう有効に使いながら耐震対策を緊急に行うか。これは子どもの命にかかわることですので大変重要になるわけです。そのことと具体的に関連してくるのが、保育の環境をどう整備するのかということ。そして、その保育の環境と関連しながら保育の質を担保していく、特に既設保育所の問題があるわけです。環境の問題と環境の中でどういう保育が展開されるかということ、そして、保育の質を確保していくためには、これまでの議論の中であったように、保育者の研修だとか確保、それから勤務の継続性、こういったものが非常に重要だということ議論をしてきたことをここではまとめたわけです。

このことを踏まえて3つの論点に向かいますので、ここでの議論と、次の3つの論点に書き込むことは、少し整理しなければいけないとは思いますが、5のところでご発言をいただければと思います。

○E委員

耐震の問題なのですが、幼稚園のことであれですが、学校に関しては、耐震を緊急に要するという国からの補助金が出たんですね。たまたま幼稚園が法改正で「学校とは、幼稚園、小学校……」となりましたから、国から民間に半分出るようになったんですね。これは、今までの話とは別にして、幼稚園が保育所に比べて恵まれた一例でして、僕はこういうこと自体がおかしいと思うので、0歳からの子どもも含めて国で必要なものは交付すべきだと思うのです。公立のほうは出ないけど民間には出る。この間、どうなのかなというので資料をということで、民間のほうの改修がかなりできているということなので、安心したのですが、こういうことを含めて、耐震に関しては緊急を要するので、民営化するかどうかという議論よりも、必要なものはしなくてはならない。ただ、もし民営化するような方向であれば、あれだけのお金をこれからかけて耐震を、しかも、それをできたまま民営化するというのは非常におかしい議論になってくるような感じもするので、この辺は少し議論をしていく必要があるような感じがします。幼稚園の例で報告させていただきました。

○B委員

ここで議論される担保されるべき保育の質というものは一体何を指しているのか。例えば、環境整備の中で環境とか人的配置とか、そういうことをここで言おうとしているのか、それとも毎日毎日の保育の内容を質と称しているのか、どちらに目を向けたらよろしいのでしょうか、教えてください。

○会長

ここで書いているのは、当然、上のほうが環境整備ですので、保育の具体的な内容を指します。そして、その保育の内容を実践するのは保育士ですので、その保育士の確保の問題とかも含めてこの中に書くということでここには書き込んでいます。

○A委員

1番のところの「公立保育所の耐震対策」という中で、意見の中では、私も言いましたし、耐震に伴っての民営化というような意見のみではなかったと思うのです。これを読むと、民営化を行うことで国の補助が得られるのだというようにこの流れになっていますので、保育の質を担保すること、そして保育サービスを低下させないことが重要だということで、民設で行うことだ

けではなくて、公設公営も含めて議論の対象にしていただきたい、というような文面にさせていただきたいと思います。

○会長

これは民設で行うなんて一言も書いていませんけど。「民設で行うことで国の補助が得られる現状を踏まえ、十分に議論すべきである」という書き方ですので、民設で行うとは書いていないつもりなんですけれども。

○A委員

これをスーッと読むと、そのような受け取られ方がされるのではないかと思います。

○会長

わかりました。

○D委員

先ほど来お話がありました一時保育といったメニューを増やすというところも、耐震対策で通常保育と分離した部屋をつくらないとなかなか一時保育は難しいというところもありますので、公立保育所でサービスメニューを増やすということも含めて、耐震対策を考えるというところを追加していただけたらと思うのが1点。

あと保育の質の担保のところですけども、これは抽出の仕方がちょっと偏っていないかという気がしています。6割程度になっているから保育の質が低下するかどうかということはよくわからなくて、ほかの自治体だと5割を切っているようなところも結構いっぱいありますので、正規・非正規比率だけの問題でもないのではないかと。年度当初から定員100%を25%も超えているような状況のところもたくさんありますので、そういったところの定員オーバーの状況とか、保育の質は別に職員比率だけではないのではないかと。ということが気になるところで、保育の質がそもそも何を指すのかというB先生のご指摘も、もちろんそのとおりだと思っていますので、この抽出の仕方はちょっと考えたほうがいいのではないかと思います。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

○E委員

「保育」という言葉の問題だと思うのですが、幼稚園でも「保育」という言葉になっております。保育というのは、幼保ともに教育的な面も広がってくると思うんですね。今後のことを考えていった場合に、先ほど会長から一つのご意見をいただきましたけれども、保育園も幼稚園も含めて広くこれから市民の教育をどうするかということになっていけば、お互いの知恵が必要だと思います。幼稚園も預かり保育をしたり、今後お手伝いする部分が出てくると、それこそ今まで保育園がやってきた実績のいろいろな資料をいただいたり、ともに研修することが必要だと思うし、それから、今度は子どものいわゆる教育的な育ちをどうするかということになれば、幼稚園がやってきた実績をお互いに交流する必要があると思うんですね。

そういう面では、今、B先生と思わず顔が合いましたけど、B先生のところは幼稚園と保育園

を併設していますので、そういう面でいろいろなお教をいただいたり、幼稚園ではそういうことで勉強会も開いていますが、広く、これから保育の質を担保ということになれば、市民のためにもこういう会を広げていただいて、ここの中に、幼保交流というような連携、また幼小保の連携という項目を僕は入れるべきだと思います。そういうことでぜひお願いしたいと思います。

○F委員

先ほどD委員から6割程度という部分についてご指摘がありましたけど、確かにこれだけを取り出してということはそうかもしれませんが、やはり、これが下がっていくとすれば、それは問題ではないかと思います。ほかの自治体が5割を切っているから、そこまで下げてもいいのではないかという問題ではないかと思います。いろいろな資料を出していただいたときに、そこに携わる保育士の方々の身分保障の違いの問題ですとか、あるいは勤務年数の点ですとか、そういったことを含めれば、公立でよりよい保育の質を保っていくためには、当然、正規職員の比率が高いにこしたことはないので、どこまで上げるかという議論はあると思うのですが、下げることを前提とした議論はいかがなものかと思います。

○D委員

私は下げることを前提の議論はしていません。ただ、6割程度になっているということだけで保育の質が低下していないかという懸念がある、という書きぶりが気になると思し上げただけです。

○会長

この問題は次の「保育の質の向上」というところにつながっています。この書きぶり、実は、1、2、3は基本的に前の議論の中からここに抽出していく形で作っています。ですので、実は22ページの1、「公立保育所の役割、私立保育所の役割」はほとんど今までで議論してきているんですね。それから「保育の質の向上」は、今まさに皆さんが議論してくださっていることの中で書けることです。

今、F委員とD委員からお話があったこと、6割の問題等を含めて、保育の質のところを書き込もうと思っています。もう少しこのところをちょうだいした上で、「公立保育所の民営化」という問題について、若干、前のところでの議論もそれぞれの項目の中で議論しながら、公立保育園という、今あるものを民営化するというはどのようなことなのかということでも議論していますので、最後の時間はそのような形で進めさせていただこうと思います。

それでは、23ページの2の「保育の質の向上」と重ねてもう少しご意見があれば賜りたいと思います。いかがでしょうか。

今、E委員もおっしゃってくださいましたけれども、ここでは具体的に、保育の中身あるいは施設整備等です。今までは、例えば行政と民間保育園、行政と幼稚園、行政と公立保育園、認可外、このような形で全部行政とそれぞれが議論をしていたわけですが、できれば行政も入った形での議論ができるような体制ができたらいいのではないかというのがE委員のご発言だったと思います。

こういうものが恐らく質の向上というところに十分つながっていくであろうということです。このことを含めて、5に書くのかここに書くのか、例えば食物アレルギーの問題についても書き込んでいくという方法もあるのではないかと思います。こういう問題も、保育所、幼稚園、小学

校を含めてですが、子どもたちにとってみると命にかかわる問題ですので、こういった病気、アレルギーあるいは障害、そういうものに対する対応をきちんとできるようにしていく、それから家族的問題を抱えている子どもたちに対してもきちんと対応できるようにしていく、今、そういう多様な質が保育の中に求められているということを認識した上で、さまざまな機関が船橋の中で役割を分担していくということとともに、いかに連携をするかということがここに書き込めればいいのではないかと思いますけれども。

もしほかにご発言があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○H委員

会長が今言ってくださったので、かなりまとめられたのですけれども、私も、保育の質といったときに、どうも通常保育の質だけが取り上げられているように感じております。むしろこれからは、公立保育所が担う役割として、今お話にもありましたが、かなり難しい、保護を必要としている子どもや子育て家庭の支援を担うセンター的な役割を持つとすると、保育士に求められる専門性もかなり高いものが出てくると思います。また、発達支援が必要な子どもたちへの支援を手厚くしていきましようというところでも、保育士の専門性はかなり問われることになると思いますので、そういった点では、質を向上させるというところで、その部分もしっかりと入れ込んでいくというようなことが必要かと思えます。つまり、新しい課題を担う保育士をどう確保していくかというところですね。

○K委員

同じような意見です。先ほどD委員からも出たのですが、非正規職員と正規職員の率の問題は、6割とか5割ということよりも、正規職員でないと質が向上できないか、非正規職員ではだめなのかということが前面に出てきますと、私も家庭児童相談室の非正規職員でもあります。でも、家庭児童相談室は全員非正規職員でも専門性を持ってかなり専門的なお仕事をしているし、それで質が悪いのかという、ちょっと結びつけが強引ですけれども、なので、保育所ではそういうことが、例えば勤務時間とか、責任のとり方とか、非常勤職員は時間が決まっているとか、そういうことがあるのだらうとは思いますが、質の向上が非正規か正規かということで分けされてしまうのは、私としてもザワザワとした感じがいたします。それが前面に来るといえば、今、H委員が言ったように、非正規でも正規でも、どちらでも専門性をもっと持つ、これから複雑な家庭環境を持った子どもたちを預かっていかなければいけない現状を考えれば、今までの通常保育を超えた専門性、研修、見きわめ方、親の見立て、いろいろな意味で職員の質全体を考えるべきなのではないかと思えます。比率をここで前面に出されてくるということは、では船橋は非常勤職員の質が悪いのかというイメージがないかなというような感じが若干いたします。

○会長

ここで議論していたのは、少なくとも、保育士の質ではなく、責任がとれるかどうかという話での議論だったと思います。非常勤職員の質が悪いということではなく、当然ですが、賃金単価も出していただきましたけれども、全く違う。しかも勤務時間も短い。保育士の資格要件についても持っていらっしやらない方もいらっしやる。そういう中で、正規職員の比率を上げない限りは、要するに、課せられている今の課題にこたえられないという意味での文脈だったと思いますので、皆さんもその辺は了承されていると思いますから、その文脈をきちんと書き込む形でこの

提言を出していくという形に持っていきたいと思います。よろしいでしょうか。

○K委員

すみません、私がお休みしていたときだったので、知りませんでした。そのように言っていただければ納得できます。ありがとうございました。

○会長

よろしく願いいたします。

ただ、皆さんがおっしゃるように、今、いろいろな施設でも、たくさん心理職の方、あるいは、児童養護施設では精神科医の常駐というようなことも行われている施設も出てきております。そういう意味で、やっぱり多様な専門性を持っている方の配置ということも、また保育所の使い方が変わってくると、そこの中の役割によっては必要になってくるかもしれない。そういう文脈での非正規というものは当然起こり得る。そういうことを配慮した中での書きぶりをしないと、多分、単に6割という議論だけでは進まないだろうと理解しましたので、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにこの点についてのご意見ございますか。

○M委員

通常保育の質だけが取り上げられているように感じるということで今お話がありました。新しい課題を担う保育士の確保が必要なのではないかということなのですが、その内容と「事業の質的評価」とは、何を指すのか、第三者評価みたいなことなのか。いろいろ思うところはあるのですが、具体的に「事業の質的評価」という言葉を使ったときにはどれを指すのかがわからないので、教えていただきたいんですけども。

○会長

いわゆる施設の経理的な評価とか運営の評価は、監査が行われているので、これはいいけれども、船橋の場合に第三者評価は、私立園はどうですか。公立保育園はされていないということでしたので、そういう意味では質的な評価は第三者評価等を含む。ただ、「第三者評価」と現段階で書き込むことは経費的な問題も含めてできないということでしたので、皆さんの議論の中で出てきていた「事業の質的評価」というような言葉で表したということです。だから、今は、多分、自己点検的な評価がなされている段階ですので、そこに対しては、本来、もう少し予算措置をして外部評価が入ってくるべきでしょうという話ですね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、あと残りの時間ですが、24 ページから 25 ページにかけて、今まで議論されてきたことを含めて、公立保育所の民営化についての提言の文章を書かせていただいています。これについて皆さんのご発言を承りたいと思います。

○E委員

これは全般的な話ですが、まだ先が見えない時代ですから、制度が大きく変わっていくと思うんですね。こういう認識全体が変わっていく。しかも地方分権で、特にここは中核市ですから、国からかなり自治権が認められていく。その中で、僕が言うと随分夢の話になりますが、もっと夢のある構想を立てていかないと、現実的な部分だけで議論されていくと限度があるような感じ

がします。ですから、前回おつくりになったものを含めて、もっと行政の枠を超えていくような一つの構想を出していかないと、単に民営化、今度は公立がいい、私立がいいというような議論ではなくて、全体をくるんでいく船橋の10年先を見た乳幼児教育のあり方みたいなものをぜひ最初の文言の中に入れていっていただきたいと思うのです。そういうことがあれば、幼稚園の枠も超えるだろうし、いわゆる公立、無認可というような枠も超えた、ここの市民の教育をどうするかということから、市民の目ももっと公平なジャッジが出てくる。

私がぜひお願いしたいのは、事務局を前にしてあれですが、今の事務局の行政の枠を超えた思い切った提言をしていかない限りは、また元へ戻ってしまうような感じがしますので、次のステップが踏めるように、9月以降のステップが踏めるような部分をぜひお願いしたいのと、議会にかかったときも、議員さんがもっと広い立場で船橋の子育てのあり方を真剣に討論してくれる糧の提言にしていきたい。夢論で申しわけございませんが、お願いします。

○会長

実は、5番までは多少夢を描きたいと思ひまして、会長として5つの柱を立てさせていただいて議論を展開してきました。そのことが、最初に示された市からの、あるいは市長からの3つの論点ですね、要望されたこと。この3つの論点についてこの委員会は一次報告を出さなければなりませんので、そういう意味で一次報告を出させていただくということと、それから、今のE委員のお話は、5つの柱の次に書くのか、あるいは冒頭で委員会の方針みたいなものを書くのか、何らかの形でそういったものを書かせていただきたいとは思っておりますので、次回のときにはその素案が出せるように配慮したいと思っております。

ということで、この3本目の民営化について、もう少しご意見をいただけないでしょうか。

○H委員

25ページの〈4〉のところで、民営化の移行期への配慮が必要ということは私が発言したところだと思うのですが、後半部分に「司法の場での事例や考え方」と記載されております。こう限定しないで、先行の自治体の事例などを収集してしっかりと課題や配慮点を確認していくというような形に広げていただいたほうがいいのかということが1点です。

それともう1点は、たしか、前回、A委員から、民営化後に問題が起こった事例について少し触れられたように記憶しているのですが、移行期の後、今度は始動した後に事業の質的評価のシステムがきちとなければ、それは難しいだろうと感じましたので、その点も加えていけるといいのではないかと思います。

○A委員

〈1〉の「公立保育所の民営化の検討」で、この意見があったのも事実ですけれども、財政の効率化が目的の民営化で保育の質が担保できないのではないかと、保育はコミュニケーションを媒体にして発達を保障することなので、継続性が重要だというようなこと、財政の効率化を優先すべきではなくて、子どもの立場に立って考えることが必要ではないかと、というような意見を並列的に載せていただきたいと思ひます。

それから、2番の「公立保育所の耐震整備への対応」ですけれども、「厳しい財政の状況に鑑み」というような流れの中だと、民営化という意見しかなかったという受け取り方をされるのではないかと思いますので、ここの中で公設での整備もあわせて並列的に考えていくというような

ことも入れていただきたいということ。

それから、3番の「保育の質の維持・向上」ですけれども、「今後も正規職員を増やしていくことは困難と考えられる」ということは意見としてはなかったように思います。実際、来年度も募集はありますし、ですから、そのところは削除していただけないかということです。

それから、「公立保育所の保育士の正規の比率の改善を図ることも一つの方策である、保育の質の向上のためには、それは民営化による」というような書き方になっていますけれども、保育の質の向上のためには正規保育士の比率を上げることは確かに重要かと思えますけれども、それが民営化による必要があるのかというようなことは大変疑問なので、その辺の文章を変えていただきたいということと、それから、民営化によってそういうことをする場合は、保育所の1人当たりの保育単価が上がって公私間の格差が広がるのではないかという意見もあったかと思えますので、その辺のことも載せていただきたいというようなことです。

それから、民営化の移行への配慮というようになっていますが、民営化が先にあって、その後の移行期ということですから、まだ民営化ということが決まっていなくてもかかわらず提言の中に「民営化の移行期の児童への配慮」が入るということは、私は大変疑問に思っております。

そして、入れていただきたいのは、保育の質の維持・向上のためには正規保育士の比率の向上が重要であるけれども、今後10年間で50人余りの保育士の退職を迎えるわけですから、新入職員の人材を投入しても人件費の抑制は図れるというようなことをぜひ入れていただきたいと思えます。

○会長

1カ所、6割台の話ですけれども、これは、前回までの資料で、職員数の総枠の中で、保育士の増加は難しいというデータが出ていたと思います。そのことで書いていることなので、先ほどの話と同じように誤解されるようなことになるのであれば、もうちょっと書きぶりを変えるということですね。A委員がおっしゃるのは、提言のところですべて反対があるというような書きぶりにしてほしいということですね。わかりました。

いかがでしょうか。

○N委員

この委員会は、グローバルな観点も見た上で保育のあり方を考える必要がある。単に保育をやる当事者だけが、こういうことをしてほしいという希望だけを羅列していけばいいという委員会だとは、私は思っておりません。

じゃあ、市の一番の責任は何かといたら、今、船橋市に待機児童が600人いる中で、この保育に欠ける児童を責任を持って保育するという国のあり方の中で、市が責任を果たしていないという現実をまず第一にとらえるべきではないか。そういう意味でいくと、やはり、限られた費用の中で多数の児童を受け入れていくということを委員会の一つの課題として重く受けとめていくべきだと考えております。0歳児ですと、3人のお子さんを預かるのに1人の保育士さんが必要である。ですから、これから非常に苦しい生活の中で0歳児の子どもを預けて就業しなくてはいけないお母さんたちをしっかりと支えることが、市の第一の責任であると思ってこの会に参加しておりますので、その視点をしっかりと市が担保できるようなことを、この委員会でも大きな責任としてぜひ担っていききたいと私は思っております。

○F委員

民営化の検討のところで、両論併記というか、賛成論、反対論を書くことは議論状況からして当然だと思いますけれども、ただ、その前提として確認させていただきたいことがあって、前回のA委員のご議論に対して十分時間がなかったものですから、それも含めて、私の誤解かもしれないのですが、確認させていただきたいのです。

私が申し上げてきたのは、まずは市の財政事情というものはある。それはいろいろ資料を出していただきました。その中でも保育予算というのはアップしている。一応確保してきている。そういう財政の問題。もう一つは公務員制度改革の問題です。その総枠として、人件費全体ということもありますが、やはり公務員定数の問題があって、これがこれからどんどん増えていくということは当然予測がつかない。そういう状況の中で、今、待機児童のお話がありましたが、いかにして量的な確保をし、さらに質を担保し、さらに保育所以外の資源を利用されている市民の方が納得できるシステムをつくっていくかという枠組みの中で議論をしてきました。

そういう前提であるということで、「反対」と24ページに書いてあるのですが、例えば「財政効果を上げるためだけの民営化はいかなものか」ということですが、これは財政効果を上げるというだけではなくて、先ほども議論になりましたが、やはり、それによって公立の正規比率を上げることでしっかり責任を持った保育体制を確立するという積極的な理由があると思います。それから「国の制度が流動的である」ということですが、こういう状況ですので、本当にどうなるかはわかりませんが、じゃあ、船橋市は国の方針がはっきりするまで黙って見ていることがいいのか。そうではないと思います。そうではなくて、そうであるからこそ、船橋市の保育はどうあるべきかという議論をきちんと出していかなければいけないのだと思います。さらに、民営化により、正規職員が退職ではなくて異動するだけならば、人件費の総額は変わらないのではないかと、むしろ当初は下がるのではないかとのご議論が先ほどあったかと思いますが、それもやはり1番目と同じように、きちっと責任を持った公立の保育をやっていくためには、やはり公立の正規の比率をこれ以上上げるわけにはいかないのではないかと。そのためには、それに資するという積極面があると思います。最初に言ったような財源的な制約があり、そこで財源をやりくりする中で、例えば障害児保育についても民間の認可保育園にも一翼を担っていただく。そのためには、それ相応の財源的、人的な手当が必要なのですから、そういうものもしっかりつくっていくということが言えると思います。

それから、その下の「大人への信頼関係が断ち切られ、大人への不信につながる」、これは最初からそうだと決めつけるのはどうかということが1つと、確かにそういう心配はあると思いますが、それはむしろ4番の、私が何度も申し上げたように、仮に環境が変わるとすれば、それに対してしっかりと配慮していかなければいけない。だから、公立保育所か民間保育所かという問題と子どもの環境が変わることがどうかということは、切り離して考えていくべきだと何度も申し上げたところです。だから、4番に置くということは、逆に言うと、その議論を混同させないためにも分けておく必要があるのではないのでしょうか。

そう考えていくと、一番下、これも私は何度も申し上げました。反対論の論拠ではないと思いますが、もちろんいろいろな考え方があってしかるべきで、ぜひ提言の中に入れていただきたいと思いますが、私の誤解だったら言っていただきたいのですけれども、その中で公立保育所を増やしていくというご議論もありましたけれども、結局、公立と私立の通常の保育では、やはり公立のほうが質がいいという前提で、そこから議論が始まっているのではないかと。それが誤

解だとすれば、いろいろな論拠があって、いろいろな反対論ができるんですけども、私が最初言ったように、限られた資源をどう効率的に、かつ、しっかりと量と質を確保しながらという、そこからスタートしているのですが、どこからスタートしていらっしゃるのか。それが誤解だったら言っていただきたいんですけども、やはり公立の通常保育の質がいいというところからお考えになっておられるのか。そうではないとすれば、それはどこからどういう論拠でという、だから、結論から言うと、提言の中にも、賛成論、反対論、いろいろあると思うので、こういう反対意見もあったというだけではなくて、こうこうこういうという前提の部分があったほうがわかりやすいのかなという気がいたします。

すみません、長くなって。

○会長

いかがでしょうか。

○D委員

議論のどこからスタートするかですけど、私個人の考えではあるのですが、そもそも、公立保育園、私立保育園がいい悪いの話ではないということはあらかじめ確認させていただきますけれども、私は、民営化という手法そのものの検証が十分にされていないのではないかという気がしています。

今までコスト関係の資料として、公立保育園の運営費と民間保育園の運営費の比較を提示していただいたのですが、今まで全国のほかの自治体の事例とかでは、民営化の手法によっては安くならないというようなデータを多く見えています。訴訟の中でも資料として出されたものもあります。その辺もあわせて見ていただいて、どれぐらいの財政効果があるのかとか、そういったことをもうちょっと検証してみないと、例えば民営化ということも考えに入れましょうといった際に、何園民営化すればどれぐらいの財政効果が上がるのかとか、そういった細かい説明がない限り、保育というものは、皆さんが何回も指摘してくださっていますけれども、利用者にとっては生活の一部ですので、大幅な変化を納得して受け止めるには至らないのではないかとということがまずあります。その民営化の手法をもう少し検証してみて、例えばもしよい民営化というものがあるのであれば、そのよい民営化の方法をもうちょっと検証していかないと、この議論の中だけでは足りないのではないかと思っています。やはり、正規職員が異動するだけであったり、あと、ある意味、はっきり言ってしまえば保育計画課の方々の人件費も民営化の費用に含まれるということ、それは船橋の場合の保育計画課であるということですけども、そういった周辺事項にかかる費用もみんな民営化コストに入るということは今までの訴訟事例の中で言われてきていたことでした。そういったことも含めて、民営化にかかるコストがどれぐらいで、例えば一時的にオーバーするのであれば、その一時的にオーバーした支出が償却されるのかとか、本当はそういったことも含めて検討してもらわないと利用者の理解は難しいかなと思います。

あともう一つは、やはり、「民営化の移行期の児童への配慮」というところにいきなり飛んでいる感じがあって、民営化を検討するのであれば、やはり利用者の理解というものをどうしてもどこかに入れておかなければいけないのではないかという気がしています。横浜市の公立保育所の最高裁判決の中でも、やはり利用者の保育所の選択権が認められていました。入園してから卒園するまで同じ保育所で保育を受けるという期待がある。それを強制的に中断させるということは行政訴訟の対象になるという判決だったと思いますので、そういったことも含めて、理解を得

ないで進めるということは多分難しいのではないかと。その理解を得ようということをごどこかに書いておかないと難しいかなと思います。

○会長

今ちょうど時間になっているのですが、次回、もう一回会議が予定されています。今日の議論を踏まえて、私のほうでもう一回手直しをさせていただいて、また同様に、多分ぎりぎりになると思いますけれども、前日には必ず届くように何とか原案をつくり上げたいと思っています。それを踏まえて、次回、最終議論をさせていただこうと思います。次回はもう少し時間があるんですよね。12日ですので、4週間あるんですね。ですので、事前に皆さんに少し時間に余裕を持って送らせていただいて、ご議論いただけるようにしたいと思っています。

その上で、次回、当然、一次報告としての最終になりますので、最終案を皆さんからどういう形でご了解いただけるようにするかについても、事務局と私とで詰めさせていただいて、皆さんにお送りする資料でご報告できるようにしておきたいと思っています。恐らく今日ここで例えば1時間延長させてくださいということはとても無理ですので、最終結論を出してというよりは、次の会でもう一回議論させていただくという形にしたいと思っています。そんな形にさせていただくということによろしいでしょうか。

○A委員

その後の流れはどのような形になるのでしょうか。

○会長

それはまだ私にはわからないので、それも含めて皆さんにご提案させていただくという形で承認をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

(3) その他

○会長

最後になりますけれども、これからの方法について、事務局からご説明いただけますか。

○保育計画課長

今後の予定でございますが、一次報告をいただいた後は、議会に報告するとともに、市民に公表し、市として意見を募集したいと考えております。9月30日の会議では、集まった意見についてご報告をさせていただきたいと考えております。

○会長

いわゆるパブリックコメントみたいな形でこれをまた提案させていただく形になると思いますので、そうすると、12日に議論させていただいて、恐らく、そこでは文言が確定していくぐらの修正を皆さんとしないと間に合わないと思います。そうしませんと市民の方々からご意見をいただくということができません。今度の8月12日はそのような形での確定をさせていただきますので、事前の資料をできるだけ早くお送りさせていただいた上で、皆さんの修正のご意見を

いただければと思っております。多分そういう形になると思います。よろしいですか。

それでは、次回開催は、8月12日木曜日、午前9時半から開催したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、よろしいでしょうか。今日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。これで第7回の委員会を閉じさせていただきます。

11時36分閉会